

## 付議第5号

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を  
改正する規則議案

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「及び寄宿舎指導員日誌」を削り、同項第4号中「物資受払簿」を「検収表」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

**（3） 寄宿舎指導員日誌**

第15条第2項中「寄宿舎要覧」を「表簿」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる表簿にあつては5年間、その他の表簿にあつては1年間保存しなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則  
の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を  
改正することについて

**改正点①**

第15条第3項に規定する表簿の保存期間について、寄宿舎要覧及び舎監日誌は3年間から5年間、その他に掲げる表簿は1年間に改正する。

**【改正理由】**

- ・平成14年3月29日に高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程第12条（保存期間）が改正され、同日付で、関連する高知県立学校の管理運営に関する規則第18条第3項に規定する「その他に掲げる表簿」の保存期間を「3年間」から「5年間」に改正している。本来ならば、このときに同じく関連する高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則第15条第3項についても改正すべきであったが、改正の手続きができていなかったため、今回の改正により、表簿の保存期間を高知県立学校の管理運営に関する規則に揃える。なお、運用上はすでに対応していることを各特別支援学校に確認済み。
- ・高知県立学校の管理運営に関する規則第18条において、表簿「学校要覧」及び「当直日誌」は5年間保存と規定されており、高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則第15条に規定する表簿「寄宿舎要覧」及び「舎監日誌」についても同様の保存期間とするため、同条第1項第2号に規定する「舎監日誌及び寄宿舎指導員日誌」を5年間保存の「舎監日誌」と1年間保存の「寄宿舎指導員日誌」として、それぞれ第2号及び第3号で規定する。その他の表簿については、5年間保存しなければならない理由がないため、1年間の保存とする。

**改正点②**

第15条第1項第4号に規定する「物資受払簿」を「検収表」に改正する。

**【改正理由】**

- ・学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日 文部科学省告示第64号）が告示され、同基準では食品の検収・保管等として、検収責任者が食品の納入に立会い、品名、数量、品質、鮮度等について点検を行い、記録することが規定されている。特別支援学校では、同基準に沿って全ての学校が「検収表」を使用していることから、「物資受払簿」を「検収表」に改正する。

**改正点③**

第15条第2項に規定する「寄宿舎要覧」を「表簿」に改正する。

**【改正理由】**

- ・高知県立学校の管理運営に関する規則第18条の表記に揃える。

**改正点④**

別記第1号様式「入舎願」及び別記第2号様式「退舎願」の押印欄を削除する。

**【改正理由】**

- ・保護者の押印不要のため改正する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（抜粋）

（表簿）

第15条 寄宿舎には、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- （1） 寄宿舎要覧
- （2） 舎監日誌
- （3） 寄宿舎指導員日誌
- （4） 略
- （5） 舎食日誌、検収表及び献立表

2 前項第1号に掲げる表簿の様式については、教育長が定める。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる表簿は5年間保存し、その他に掲げる表簿は1年間保存しなければならない。

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（抜粋）

（表簿）

第15条 寄宿舎には、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- （1） 寄宿舎要覧
- （2） 舎監日誌及び寄宿舎指導員日誌
- （3） 略
- （4） 舎食日誌、物資受払簿及び献立表

2 前項第1号に掲げる寄宿舎要覧の様式については、教育長が定める。

3 第1項各号に掲げる表簿は、3年間保存しなければならない。

# 新 旧 対 照 表

第1号様式(第7条関係)

新

<p style="text-align: center;">入 舎 願</p> <p style="text-align: right;">部 第 学年</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上の者を下記理由により貴校寄宿舎に入舎させたいので、許可されるようお願いいたします。</p> <p>理 由</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者住所</p> <p style="text-align: right;">本人との続柄</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</p> <p>高知県立 学校長 様</p>				
年 月 日				
入 舎 許 可 伺				
期日 年 月 日				
学校長				
<p>(1) 許可する。 (2) 許可しない。</p> <p style="text-align: center;">(理由 )</p>				

第1号様式(第7条関係)

旧

<p style="text-align: center;">入 舎 願</p> <p style="text-align: right;">部 第 学年</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上の者を下記理由により貴校寄宿舎に入舎させたいので、許可されるようお願いいたします。</p> <p>理 由</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者住所</p> <p style="text-align: right;">本人との続柄</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</p> <p>高知県立 学校長 様</p>				
年 月 日				
入 舎 許 可 伺				
期日 年 月 日				
学校長				
<p>(1) 許可する。 (2) 許可しない。</p> <p style="text-align: center;">(理由 )</p>				

第2号様式(第9条関係)

新

退 舎 願

部 第 学年

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

上の者を下記理由により貴校寄宿舎を退舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理 由

年 月 日

保護者住所

本人との続柄

ふりがな  
氏 名

高知県立 学校長 様

---

年 月 日

退 舎 許 可 伺

期日 年 月 日

学校長				

(1) 許可する。 (2) 許可しない。  
(理由 )

第2号様式(第9条関係)

旧

退 舎 願

部 第 学年

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

上の者を下記理由により貴校寄宿舎を退舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理 由

年 月 日

保護者住所

本人との続柄

ふりがな  
氏 名

高知県立 学校長 様

---

年 月 日

退 舎 許 可 伺

期日 年 月 日

学校長				

(1) 許可する。 (2) 許可しない。  
(理由 )